

周南市地域生活支援拠点事業実施要綱をここに定める。

周南市長 藤 井 律 子

## 周南市地域生活支援拠点事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「指針」という。）に基づき、障害者等の高齢化・重度化及び「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点の整備を図ることを目的として実施する周南市地域生活支援拠点事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 法第4条第1項に定める障害者又は同条第2項に定める障害児をいう。
- (2) 地域生活支援拠点 指針に基づき、事業所等が分担して地域生活支援の機能を担う体制をいう。
- (3) 事業所等 地域の事業所、教育機関、自治会その他の団体であって、第4条各号のいずれかの機能を備えるものをいう。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、周南市とする。ただし、事業の一部について、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

### (地域生活支援拠点の機能)

第4条 地域生活支援拠点は、障害者等への様々な支援を切れ目なく提供する仕組みを構築するため、次に掲げる機能を整備し、その充実を図るものとする。

- (1) 障害者等からの相談に応じる機能
  - (2) 緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
  - (3) 障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能
  - (4) 多様なニーズに対応できる地域の体制整備等を行う機能
- 2 市長は、地域生活支援拠点の運営について、周南市地域自立支援協議会要綱（平成19年周南市要綱第16号）に定める周南市地域自立支援協議会に意見を求めることができる。

（地域生活支援拠点の機能を担う事業所等の登録等）

第5条 地域生活支援拠点の機能を担おうとする事業所等は、周南市地域生活支援拠点事業所等登録届出書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があった場合、当該事業所等を地域生活支援拠点として登録するものとする。
- 3 地域生活支援拠点として登録された事業所等（以下「登録事業所等」という。）のうち、次に掲げる基準に基づく報酬の加算の算定が可能な事業所等は、制度の趣旨及び担う役割を十分理解した上で、適切に当該加算を算定するものとする。
  - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
  - (2) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
  - (3) 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）
  - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
  - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
  - (6) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基

準（平成24年厚生労働省告示第126号）

4 登録事業所等は、実施した事業内容を記録し、その記録を作成した年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

5 登録事業所等は、市長から求めがあった場合には、前項の記録を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第6条 登録事業所等は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに周南市地域生活支援拠点事業所等登録変更届出書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（廃止等の届出）

第7条 登録事業所等は、地域生活支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときはその1月前までに、地域生活支援拠点事業を再開したときは10日以内に、周南市地域生活支援拠点廃止・休止・再開届出書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（調査等の実施）

第8条 市長は、登録事業所等に対して、必要に応じて地域生活支援拠点の運営状況について、調査を実施し、又は報告を求めることができる。

（遵守事項）

第9条 登録事業所等は、サービス提供時に事故が発生した場合は、直ちに必要な処置を講じ、市長及び家族等に連絡しなければならない。

2 登録事業所等は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。